

意見書案第5号

唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎の未曾有の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願であり、国際社会においても昨年の第80回国連総会では、核戦争が人類に壊滅的な被害をもたらすことを訴えた決議「核兵器の人的影響」に、国連加盟国193か国の約7割に当たる135か国が賛成し、また、核兵器禁止条約に署名し参加する国は99か国となり、国連加盟国の半数を占めるに至っている。

こうした動きがあるにもかかわらず、国際的に緊張が高まり、核兵器使用を示唆する国がある中で、今日、世界各国から問われるのは唯一の戦争被爆国である我が国の姿勢であり、非核三原則の尊重と堅持によって平和外交を推進していく立場が求められている。

本市は昭和57年に、全国の政令指定都市で最初に核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、核兵器廃絶の実現は多くの市民の心からの願いである。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣